

## 朝来市史跡生野銀山条例（案）の概要

### 1 条例制定の背景・目的

日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」を構成する生野銀山の坑道及び関係資料の保存、展示、情報発信等を行うことにより、市民の郷土愛の醸成及び文化の振興を図るとともに、史跡の保全活用及び地域の振興に寄与することを目的として、朝来市史跡生野銀山（以下「生野銀山」という。）を設置します。

### 2 主な内容

#### (1) 施設の概要

名 称：朝来市史跡生野銀山

位 置：朝来市生野町小野 33 番地 5

構成施設：土産物等売場棟、入場券売場棟、鉱山資料館、吹屋資料館、  
鉱物館、観光坑道、トイレ棟、休憩所、駐車場

#### (2) 主な業務

- ・ 観光案内及び情報発信に関すること。
- ・ 歴史的文化的資料の収集及び保存に関すること。
- ・ 観光坑道の安全管理に関すること。
- ・ 特産品の展示及び販売並びに飲食の提供に関すること。
- ・ その他、生野銀山の設置の目的を達成するために必要と認める事業

#### (3) 開場時間・休業日

開場時間：午前 9 時～午後 5 時 30 分

休 業 日：3 月から 11 月まで 不定休

12 月から 2 月まで 毎週火曜日

（火曜日が休日の場合、翌日）

年末年始

#### (4) 入場の制限

秩序・安全の確保や施設保全のため、必要に応じて入場拒否または退去命令を行うことがあります。

#### (5) 入場料（鉱山資料館、吹屋資料館、観光坑道）

①大人 2,000 円

②小中高生 1,500 円

③小学生未満 無料

入場料は、指定管理者と協議の上、決定します。

(6) 入場料の減免

必要があると認めるときは、入場料を減額、又は免除する場合があります。

(7) 施設損傷時の対応

故意又は過失により施設・設備等を損傷した場合、原状回復できないときは損害賠償を求めます（事情により減免可）。

(8) 免責

入場者の過失又は不可抗力の災害によって発生した事故には、市はその責めを負いません。

(9) 指定管理者による管理

必要に応じて、生野銀山の運営を指定管理者に行わせることができます。

（指定管理者が管理する場合、開場時間、休業日等の取扱い、利用料金（入場料）については、指定管理者と協議し決定する場合があります。また、利用料金（入場料）については、指定管理者で収受する仕組み等を定めます。）

(10) 施行日

本条例の施行日は、令和9年4月1日とします。

令和9年3月31日までは、株式会社シルバー生野が運営します。

(11) その他

条例で定めるほか必要な事項は規則で定めます。

令和9年4月1日から指定管理者による運営ができるよう、令和8年度中に指定管理者選定の準備行為ができることを定めます。

3 史跡生野銀山 施設等配置図

